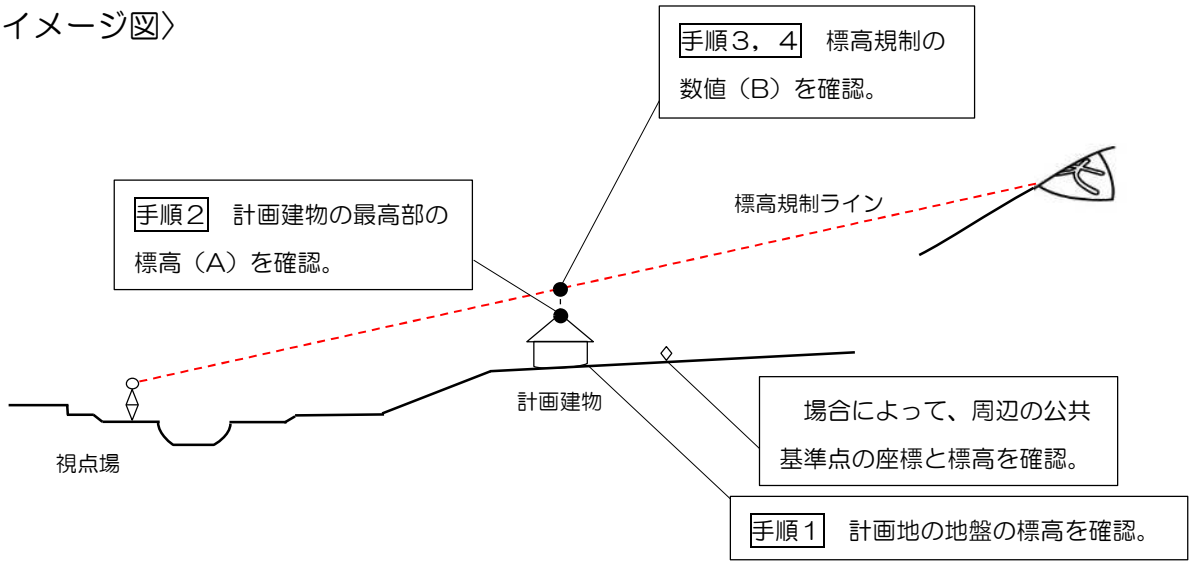
標高規制値計算表作成のポイント

眺望空間保全区域における建築物等の高さが、それぞれの視点場から視対象への眺望を遮らないように規制しています。

このため、計画される建築物等（以下、「計画建物」といいます。）の最高部の標高（A）と標高規制の数値（B）を比較して、（A）が（B）より低いことを確認する必要があります。

なお、図面の具体的な記載方法は参考図をご確認ください。

〈イメージ図〉



これまでと比べて簡易に検討できるようになりました。

計画建物の最高部の標高（A）について

手順１　計画地の地盤の標高を確認する。

・計画地の地盤の標高は景観情報共有システムで確認することができます。

手順２　計画建物の最高部の標高（A）を確認する。

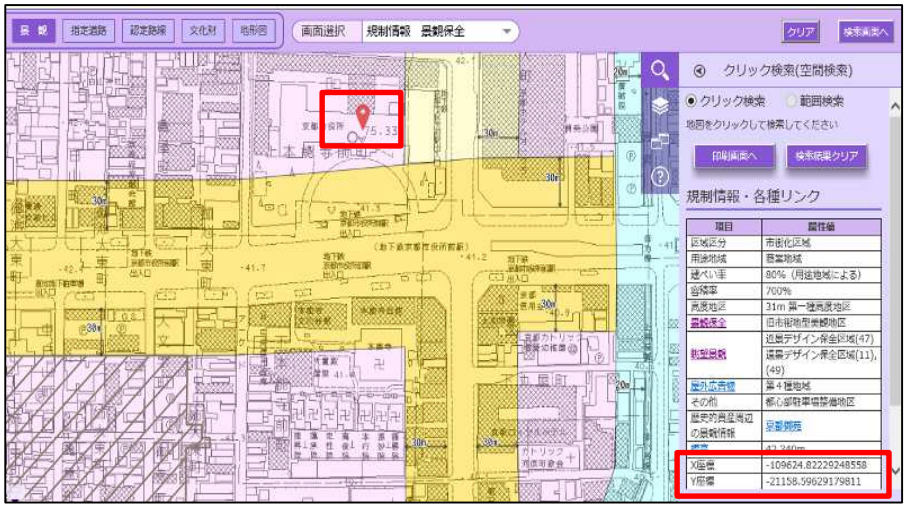
・手順１で調べた地盤の標高に計画建物の最高部の高さを加えて、（A）を求めます。

手順３へ

標高規制値について

手順３　計画建物の最高部の座標を確認する。

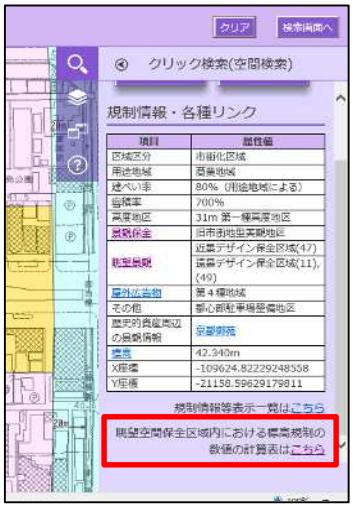
・京都市景観情報共有システムで計画建物の最高部の位置をクリックし、XY座標を確認します。

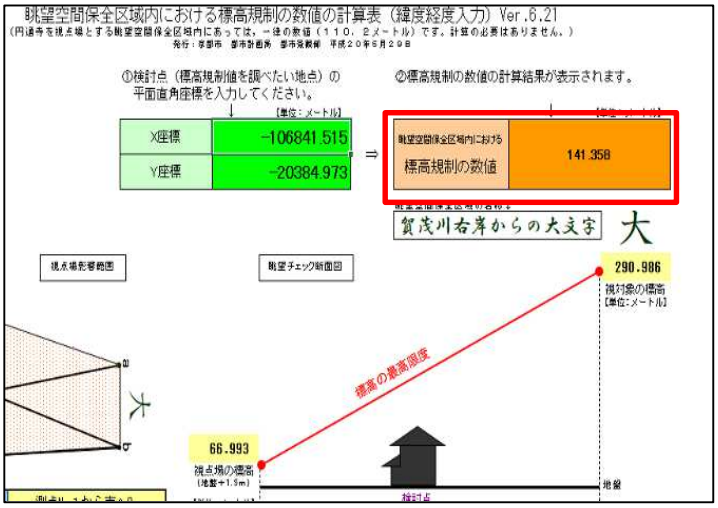


手順４　標高規制の数値（B）を確認する。

・京都市景観情報共有システムで「眺望空間保全区域内における標高規制の数値の計算表はこちら」をクリックします。

・エクセルデータに手順３で確認したXY座標を入力すると標高規制の数値（B）が表示されます。





判　定　（A）＜（B）　OK！！

ただし、（A）と（B）の差が５m未満の場合は、手順１に戻り、計画地の地盤の標高は周辺の公共基準点との比高を測量する等して（A）を算定してください。